# 第7回 定 時 株 主 総 会 招 **集 ご 通** 知



#### 日時

2021年6月24日 (木曜日) 午前10時 (受付開始は午前9時を予定しております。)

### 場所

東京都港区東新橋一丁目6番3号 ザロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留 25階「しおさい」

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

### 議案

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役

を除く。) 5名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役

1名選任の件

### 目次

招集ご通知	P 1
(提供書面)	
事業報告	P 5
連結計算書類	P31
計算書類	P34
監査報告	P37
株主総会参考書類	P43

株式会社オプティマスグルーブ 証券コード 9268 株主各位

東京都港区芝二丁目5番6号株式会社オプティマスグループ代表取締役社長 川 中 信 哉

### 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

#### [書面の郵送による場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法(インターネット等)による場合]

当社指定の議決権行使webサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスし、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力のうえ、上記の行使期限までにご送信ください。なお、インターネットによる議決権行使の方法については、3頁から4頁をご覧ください。

敬具

記

- **1.日** 時 2021年6月24日 (木曜日) 午前10時

ザロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留 25階 [しおさい] (会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご 案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

3.目的事項報告事項

1. 第7期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第7期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

#### インターネットによる開示について

- ・本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに 掲載いたしました。
- ・次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
  - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容 をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト https://www.optimusgroup.co.jp/

### <新型コロナウイルスをはじめとする感染予防に関するご案内>

当社は、新型コロナウイルスの感染予防ならびに拡散防止のためと、株主様の安全を第一に考え、本株主総会につきましては、昨年に引き続き規模を縮小した形で開催させていただくことを決定いたしました。

株主総会当日、議場にご来場の株主様におかれましては、十分なお席が確保できない可能性がございます。

つきましては、可能な限り、郵送もしくはインターネットによる議決権の行使をお願い申しあげます。(次頁をご参照ください。)

### ※ご注意とお願い

- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を 見合わせることもご検討ください。
- ・当社では、会場受付時に、アルコール消毒液や体温計等を設置するなど、安全の確保に最大限 努めてまいりますが、株主様におかれましては、ご来場いただく際にマスクのご着用、アルコール消毒液の噴霧等にご協力賜りますようお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられます方には、入場をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承ください。
- ・会場内外において、役員、運営担当社員がマスク着用にて対応させていただく場合もございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 1》株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月24日 (木曜日) 午前10時

場所

ザ ロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留 25階「しおさい」

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 2》郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2021年6月23日 (水曜日) 午後6時到着分まで

### 3》インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから次頁に記載の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年 6 月23日 (水曜日) 午後6時入力完了分まで

詳細は次頁をご覧ください

### 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ※ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議 決権行使を有効といたします。
- ※ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。
  - インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。
- ・株主様のインターネットご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- ・インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。

## インターネット等による議決権行使のご案内

# ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は 1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトヘアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使 に関するお問い合わせ先

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

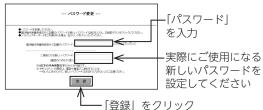
**1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 電話番号 0120-768-524 (フリーダイヤル)(ご利用時間 午前9時~午後9時(土・日・祝日を除く))

### (提供書面)

### 事 業 報 告

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的流行が継続する中で、主要国が財政出動と金融緩和により景気を下支えする構図が継続しました。当社事業の中核市場であるニュージーランドにおける経済は、2020年暦年では-2.9%台の成長率とみられています(IMF、2021年4月)。拡大した財政には注意が必要と思われるものの、他国に比べてCOVID-19の抑制に成功する中で、個人消費等の内需を牽引役に景気は回復途上にあります。また、同国の中古自動車市場では、昨年からESC(横滑り防止装置)規制が完全導入されたことにより輸入中古自動車総量は前年比縮小しているものの、移動手段としてのマイカーニーズの高止まりもあり、市場の購買意欲は高位推移しております。

このような経済状況のもと、当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の中核会社である㈱日貿においては、ESC規制による輸入総量の縮小に加え、当連結会計年度第1四半期におけるニュージーランドでのCOVID-19対応のためのロックダウンの影響から、極めて厳しい出足となりましたが、当事業年度後半において、前述のような中古自動車需要回復基調を捉えて販売数量を伸ばした結果、年間販売台数は30,584台と、前年同期比18.0%の減少に留めることができました。また、物流セグメントの中核事業子会社Dolphin Shipping New Zealand Limitedにおいては、セグメント売上高の大部分を占めるニュージーランド向けの輸送台数は、32,337台と前年同期比24.6%減少しました。検査セグメントでは、COVID-19の影響でニュージーランド向け以外の輸出前検査数量も激減、主力のニュージーランド向けにおいても㈱日貿以外の物量の回復が遅れたことから、ニュージーランド向けバイオ検査(検疫)件数は59,088件(前年同期比33.2%減)となりました。

サービスセグメントにおいては、レンタカー事業子会社であるUniversal Rental Cars Limited において、ニュージーランドにおけるCOVID-19対応のための渡航制限から観光需要の減少の影響を受け、当該事業からの撤退を決定し、期中にて事業を停止しております。一方、中古自動車卸売事業子会社であるTrade Cars Limitedにおいては、中古車需要の回復もあり前連結会計年度を上回る販売数量となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高249億20百万円(前年同期比6.0%減)、営業利益8億64百万円(同34.5%減)、経常利益12億62百万円(同7.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益9億53百万円(同33.7%増)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

貿易セグメントにおきましては、前述のように販売台数は減少したものの、中古自動車需要増を受けた販売単価の上昇がみられました。この結果、売上高157億46百万円(前年同期比3.5%増)、セグメント利益1億82百万円(同9.7%増)となりました。

物流セグメントにおきましては、前述のように中核事業子会社Dolphin Shipping New Zealand Limitedの輸送台数の減少を受け、売上高は44億8百万円(前年同期比17.0%減)、セグメント利益は2億94百万円(同35.2%減)となりました。

サービスセグメントにおきましては、レンタカー事業子会社Universal Rental Cars Limited の不振及び撤退決定後の事業の停止による売上減少はあるものの、中古自動車卸売事業子会社であるTrade Cars Limitedの販売数量の回復や販売単価上昇による売上増他、諸経費削減の効果もあり、売上高は62億29百万円(前年同期比3.0%増)、セグメント利益3億54百万円(同151.2%増)となりました。

検査セグメントにおきましては、ニュージーランド向けバイオ検査(検疫)件数は59,088件と前年同期比33.2%減となるなど、ニュージーランド向けを含めた輸出前検査数量の減少による売上減、またCOVID-19を受けたニュージーランド検査方法の変更による関連経費増加などの影響もあり、売上高34億12百万円(同22.6%減)、セグメント利益16百万円(同97.2%減)となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は418,997千円(無形資産への投資を含む)であり、その主なものは、以下の通りです。

- ・サービスセグメント:車両整備場建屋購入等 111,723千円
- ・検査セグメント:検査整備等 53,625千円、新検疫設備・熱処理設備等 93,135千円、 検査情報管理システム構築 95,876千円

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、内外の金融機関から借入を36億円増やしております。

④ 重要な組織再編等の状況 該当事項はありません。

### (2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第4期 (2018年3月期)	第5期 (2019年3月期)	第6期 (2020年3月期)	第7期 (当期) (2021年3月期)
売上高(百万円)	26,132	25,644	26,520	24,920
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	909	1,573	713	953
1 株当たり当期純利益(円)	178.58	294.96	151.84	216.14
総資産(百万円)	20,690	22,680	23,854	30,692
純資産(百万円)	9,471	10,741	9,360	11,618
1株当たり純資産(円)	1,789.48	2,023.48	2,121.90	2,633.63

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出 しております。
  - 2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第4期 (2018年3月期)	第5期 (2019年3月期)	第6期 (2020年3月期)	第7期 (当期) (2021年3月期)
営業収益 (百万円)	1,251	1,191	1,359	1,343
当期純利益(百万円)	216	1,226	355	611
1株当たり当期純利益(円)	42.57	229.90	75.80	138.72
総資産(百万円)	14,504	15,248	15,824	19,037
純資産(百万円)	6,577	7,557	6,881	7,321
1株当たり純資産(円)	1,242.63	1,423.62	1,559.83	1,659.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
  - 2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社日貿	10百万円	100.0%	中古自動車の仕入 れ及び輸出販売
Universal Finance Company Limited	53百万ニュージーランドドル	100.0	サービス事業にお ける子会社の統括
Dolphin Shipping New Zealand Limited	3百万ニュージーランドドル	100.0	中古自動車の非船 舶運航
株式会社日本輸出自動車検査センター	10百万円	100.0	中古自動車の輸出 前検査

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、継続的な成長と収益力の向上のため、以下の項目を会社の対処すべき課題として認識し、取り組んでまいります。

### ① ニュージーランドでの既存事業の強化及び新規事業の創出

当社グループは、ニュージーランド向け中古自動車輸出関連事業を主要な事業としておりますが、移民など人口増加のスピード鈍化、同国におけるマーケットシェア等に鑑み、同国向けの中古自動車販売の成長は一定水準に留まると予想しております。同国内における事業収益力の強化と収益源の多様化を進めることが重要な経営課題と認識しております。

### ② ニュージーランド以外の地域への事業展開

当社グループは、同国への売上に極めて大きく依存しております。当社グループの事業のさらなる成長・拡大とリスク分散の観点から、当社グループは、豪州を中心としたニュージーランド以外の地域でもビジネスの拡大を図っていくことが重要な経営課題と認識しております。

### ③ 人材の育成と確保

当社グループが、既存事業の強化、新規事業の創出及び新たな地域への進出、といった成長 戦略を円滑に遂行するためには優れた人材が必要です。各事業分野での優秀な経営人材、事業 推進及び経営管理面での中核人材の育成と確保が重要な経営課題と認識しております。

### ④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、様々なステークホルダーの権利及び 立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現する仕組みと捉え、経営 上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するために、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数は独立社外取締役で構成しております。

また、当社グループの事業における潜在的な利益相反を適切に管理、低減するために、任意の諮問機関として利益相反特別委員会を設置しております。代表取締役を委員長とし、業務執行の取締役、監査等委員の常勤取締役、審議する内容・事項に応じて適宜任用されるグループ会社幹部、社外の弁護士で構成されています。

さらにはリスク管理委員会およびコンプライアンス委員会の開催、及びコンプライアンス研修を通じて、リスク管理及びコンプライアンスの強化に努めております。

今後、経営の健全性と透明性をさらに高めるために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを一層強化することが重要な経営課題と認識しております。

#### くご参考>

### <コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現する仕組みと捉え、その強化を経営上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

当社グループは、より実効的なコーポレート・ガバナンスを実践することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

#### <コーポレート・ガバナンスに係る基本方針>

- ① 当社は、株主の権利を尊重し、株主の権利の確保および、株主がその権利を適切に行使できるような環境の整備に努める。
- ② 当社は、株主以外のステークホルダーも尊重し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
- ③ 当社は、法令に基づく開示以外の情報開示についても主体的に取り組む。
- ④ 取締役会、監査等委員会ならびに経営陣等は、自らの役割・責務を適切に果たすように努める。
- ⑤ 当社は、株主総会以外の場においても株主との間の建設的な対話に努める。取締役、経営陣幹部は、このような対話を通じて入手した株主の意見等を十分に検討し、当社グループの中長期的な価値向上に結びつけるように努める。

### (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
貿易	中古自動車の仕入れ及び販売
物流	中古自動車の輸出に付随する物流業務
サービス	ニュージーランドのディーラーなど事業者向け及び一般消費者向け事業
検査	中古自動車の輸出に付随する検査業務及びニュージーランド国内における自動車の検査業務

#### (6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

#### ② 重要な子会社

事業区分                会社名	
貿易	株式会社日貿(三重県伊勢市)
物流	Dolphin Shipping New Zealand Limited(ニュージーランド)
サービス	Universal Finance Company Limited(ニュージーランド)
検 査	株式会社日本輸出自動車検査センター(横浜市鶴見区)

(注)表中の「会社名」における()内は、国内子会社については本社所在地、海外子会社については本社所在国であります。

### (7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使 用 人 数	前期末比増減
貿易	65 (0) 名	8名減 (0)
物流	33 (13)	8名増(1名減)
サービス	86 (10)	40名減(7名減)
検査	253 (35)	9名減(8名減)
全社 (共通)	26 (6)	2名減 (0)
合 計	463 (64)	51名減(16名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時使用人数(人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
  - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、純粋持株会社である当社に所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
26 (6) 名	2名減(増減なし)	49.5歳	3.26年	

(注)使用人数は(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時使用人数(人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。)は、年間の平均人員を())外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	4,000百万円
「木儿云仁の9日本郎1」	9.5百万オーストラリアドル
Bank of New Zealand	29.3百万ニュージーランドドル
株式会社三菱UFJ銀行	1,700百万円
株式会社三井住友銀行	1,100百万円
ANZ Bank New Zealand Ltd	13.4百万ニュージーランドドル
株式会社横浜銀行	969百万円
株式会社百五銀行	900百万円

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 20,000,000株

② 発行済株式の総数 5,353,045株 (自己株式941,556株を含む)

③ 株主数 2,168名 (前期末比392名減)

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
山中 信哉	1,040,590株	23.58%
ロバート・アンドリュー・ヤング	752,830	17.06
マーティン・フレイザー・マッカラック	752,830	17.06
光通信株式会社	257,900	5.84
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	247,600	5.61
内藤 征吾	70,200	1.59
木下 祥	40,300	0.91
浜本 憲至	40,000	0.90
山中 玲子	34,500	0.78
ジャクソン 美千代	34,500	0.78

- (注) 1. 当社は、自己株式を941,556株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
  - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
  - 3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約 権の状況
  - 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項 該当事項はありません。

#### (3) 株式等の政策保有に関する方針

- ① 上場株式の政策保有
  - 取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開の便益、保有に伴うリスクおよび当社の資本 コスト等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場 合に行う。また、上場株式を政策保有する場合には、保有の合理性を精査し、保有の適否を検 証し、取締役会に報告する。
- ② 政策保有する株式の議決権行使 上場株式を政策保有する場合には、当社グループの中長期的な企業価値の向上及び当該株式 の発行体の企業価値向上に資するか否かを総合的に判断して議決権を行使する。

#### (4) 会社役員の状況

① 取締役の状況(2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 中 信 哉	株式会社日貿 代表取締役社長
取締役	ロバート・アンドリュー・ヤ ン グ	株式会社日貿 取締役 Universal Finance Company Limited 取締役
取締役	マーティン・フレイザー・マッカラック	Dolphin Shipping New Zealand Limited 取締役
取締役	岩岡廣明	
取締役	富島信彦	
取締役(監査等委員・常勤)	長 﨑 伸 郎	株式会社マルカー社外取締役
取締役(監査等委員)	縄野克彦	(一財)日本水路協会 会長 (一財)航空機安全運航支援セ ンター 会長
取締役(監査等委員)	伊 藤 真 弥	西村あさひ法律事務所 パートナー
取締役(監査等委員)	布 施 伸 章	布施公認会計士事務所 所長 合同会社会計・監査リサーチセ ンター 代表社員

- (注) 1. 2020年6月24日付で岩岡廣明氏は取締役(監査等委員)を退任し、同日付で取締役に就任いたしました。
  - 2. 取締役(監査等委員)長崎伸郎、縄野克彦、伊藤真弥及び布施伸章の各氏は、 社外取締役であります。
  - 3. 当社の監査等委員会の体制については次のとおりであります。 委員長 長﨑伸郎、委員 縄野克彦、委員 伊藤真弥、委員 布施伸章 なお、長﨑伸郎氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定して いる理由は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等からの情 報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査部門との連携を密に図ることに より、監査及び監督機能の実効性を高めるためであります。
  - 4. 当社は、取締役(監査等委員)長崎伸郎、縄野克彦、伊藤真弥及び布施伸章の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 5. 取締役(監査等委員)長﨑伸郎氏及び布施伸章氏は以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・取締役(監査等委員)長﨑伸郎氏は、事業会社で長年にわたり経理業務に従事し、 海外グループ会社の経理担当役員を務めたほか、商社の監査役及び社外取締役 (現任)、保険会社の執行役員を務めました。
    - ・取締役(監査等委員)布施伸章氏は長年にわたる監査法人での会計監査業務経

験に加え、日本の会計基準の策定に関与し、また公認会計士及び中小企業診断士としての優れた専門性を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 2020年6月24日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、福村康一氏が 取締役を、長谷川康司氏及び金子好宏氏が取締役(監査等委員)を退任いたしま した。なお、金子好宏氏の退任時における重要な兼職は金子好宏公認会計士事 務所所長でありました。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当 該取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額とし ております。

#### ③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員 数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く。)	6名	173百万円
(うち社外取締役)	(0)	(0)
取締役(監査等委員)	7	41
(うち社外取締役)	(7)	(41)
승 計	13	214
(うち社外取締役)	(7)	(41)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役(監査等委員を除く。) は5名、社外取締役(監査等委員) は4名であります。上記の取締役(監査等委員を除く。) 及び取締役(監査等委員) の員数と相違しておりますのは、2020年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名(取締役1名、監査等委員である取締役3名) を含んでいるためであります。
  - 2. 2020年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任し取締役に就任した岩岡廣明氏については、監査等委員である取締役と取締役の在任期間に応じて、それぞれ区分して上記の総額と員数に含んでおります。
  - 3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 4. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2016年4月14日開催の臨時株主総会において、年額10億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
  - 5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年4月14日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は5名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社では、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、メンバーの過半数および委員長を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会における検討を経て、2021年2月15日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」(以下、「決定方針」といいます。)を決議しております。

#### イ. 決定方針の概要

- ・当社は、企業価値の持続的な向上を経営の重要課題のひとつと考えており、コーポレートガバナンス・コードにおいては「役員報酬は企業の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する」ことが求められていることも踏まえ、株主利益に連動した報酬体系として、監査等委員である取締役を除く取締役の2021年7月以降の報酬において、固定報酬に加えて業績連動報酬を導入する。
- ・監査等委員である取締役は、独立性の観点から、固定報酬のみとする。
- ・取締役の年間報酬総額は、2016年4月14日開催の株主総会にて決議された金額の範囲内とする。
- ・報酬額の水準は、他社の水準、各取締役の職責、従業員給与の水準との比較等を総合的に勘案して決定する。
- ・報酬は、固定報酬と業績連動報酬の合計額を12か月で均等割りした月例の金額を、毎月支給する。

#### 口. 業績連動報酬に関する事項

- ・業績連動報酬は、①全社(グループ連結)業績に対する評価、②担当部門業績に対する評価、 および③中長期的成長やグループへの貢献を含む活動内容に対する評価の3項目で決定す る。
- ・全社業績および担当部門業績は、前年度計画の達成度、および当年度計画の前年実績との比較の両要素を勘案して評価する。
- ・中長期的成長やグループへの貢献を含む活動内容に対する評価は、定性評価による。
- ・固定報酬および業績連動報酬(標準額の場合)の合計に対する業績連動報酬(同)の割合は、職位が上位の取締役ほど大きくする。監査等委員である取締役を除く取締役全体の平均では、概ね3割程度とする。

### ハ. 毎年の報酬額の決定手続きに関する事項

・監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬額は、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会が決定方針に沿って総合的に検討した結果を取りまとめた答申を得た上で、取締役会決議によって委任を受けた代表取締役社長が決定する。

#### 二. その他の重要な事項

・業績連動報酬の付与対象となる取締役本人、およびその担当部門、当社グループ全体においてコンプライアンス違反行為があった場合は、その程度に応じて報酬の減額等の措置を講ずる。

#### ホ. 2021年6月までの報酬

- ・2021年6月までの取締役の報酬は固定報酬のみとし、取締役の年間報酬総額は2016年4月 14日開催の株主総会にて決議された金額の範囲内とする。また、報酬額の水準は、他社の水 準、職責、従業員給与の水準との比較等を総合的に勘案して決定し、年間報酬額を12か月で 均等割りした月例の金額を毎月支給する。
- ・当事業年度の個人別の報酬額は、取締役会の諮問を受けた指名・報酬諮問委員会の答申を得て、最終決定を代表取締役社長山中信哉に委任する旨を2020年6月24日開催の取締役会にて決議済み。代表取締役社長に前記委任をしたのは、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当部門や職責に対する評価の最終決定を行うのは代表取締役社長が最も適任であると判断したことによる。
- ⑤ 役員等賠償責任保険の内容の概要等
  - ・当社は、保険会社との間で、当社および「(3)重要な子会社の状況」(9ページ)に記載の当社の子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任 の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が 補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定し ております。

- ⑥ 社外役員に関する事項
- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外取締役(常勤監査等委員)長崎伸郎氏は株式会社マルカ取締役であります。株式会社マルカと当社との間には特別な関係はありません。
  - ・社外取締役(監査等委員)縄野克彦氏は、(一財)日本水路協会会長及び(一財)航空機安全 運航支援センター会長であります。(一財)日本水路協会及び(一財)航空機安全運航支援 センターと当社との間には特別な関係はありません。
  - ・社外取締役(監査等委員)伊藤真弥氏は西村あさひ法律事務所のパートナーであります。西村あさひ法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
  - ・社外取締役(監査等委員)布施伸章氏は布施公認会計士事務所の所長及び合同会社会計・監査リサーチセンターの代表社員であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。

### 口. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び
	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役(監査等委員)就任後の当事業年度に開催された取締役
	会14回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたし
	ました。経理・内部監査等の管理部門に関する高い知見を活か
	し、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に
	関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、
取締役(監査等委員)	発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立
長 﨑 伸 郎	の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結
	果について、適宜、意見交換等を行っております。
	この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する
	各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、
	意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確
	保及び向上に重要な役割を果たしております。
	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等
	委員会16回の全てに出席いたしました。交通関連の事業、行
	政、法務及び組織運営に関する高い知見を活かし、当社の経営
	全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営か
	ら独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行ってお
取締役 (監査等委員)	ります。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査
縄野克彦	方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適
	宜、意見交換等を行っております。
	この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する
	各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、
	意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確
	保及び向上に重要な役割を果たしております。

株主総会参考書類

#### (5) 会計監査人の状況

① 名称

### EY新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利 益の合計額	36,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
  - 3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。
- ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、 監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査 人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システム構築に関する基本方針」)を策定しており、以下はその一部であります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
  - ・当社は、コンプライアンス規程及び社内会議規程に基づき、コンプライアンスを経営の基本 方針と定め、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスに係る体制を構築し、推進 する。
  - ・当社は、内部監査室を設置し、当社及び子会社のコンプライアンスの状況及び業務の適正性 に関する内部監査を適宜実施する。内部監査室はその結果を、当社の代表取締役社長、取締 役会、監査等委員会及び経営会議に報告する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・企業秘密及び個人情報等を管理するため機密情報管理規程、個人情報保護管理規程及び情報 セキュリティ管理規程を定め、適正な取り扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な 情報を保存及び管理するため文書管理規程を定める。
  - ・取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社及び子会社におけるリスク管理の推進のため、リスク管理規程及び社内会議規程に基づ きリスク管理委員会を設ける。
  - ・当社の取締役会、リスク管理委員会等において、当社及び子会社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 体制
  - ・当社は、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、職務の執行を行い、これらの規程、社内 会議規程、関係会社管理規程、予算管理規程等に基づき、適切な審議及び決定を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会 社管理規程を定めて企業集団各社の重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図 るとともに、企業集団各社が各種規程を整備する等により企業集団全体の内部統制システム

を構築し、その有効かつ適切な運用を進める。

- ⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合における当該取締役又は使用人に関する事項
  - ・監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人の員数や求められる資質に ついては、取締役会と協議の上決定する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定 には、事前に監査等委員会の同意を必要とする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告 を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
  - ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等、並びに子会社の取締役及び 使用人等は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令違反、定款違反又は会社に著しい損 害を及ぼすおそれのあることを発見した場合には、速やかに報告及び情報提供を行う。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・当社及び子会社の取締役、使用人等は、通報等の行為を理由として通報者に対する解雇、懲罰、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。また、報復行為を行った取締役及び使用人等に対して、就業規則等の定めに従って処分を科すことができるものとする。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について 生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理 に係る方針に関する事項
  - ・監査等委員がその職務の執行について必要な費用を支払った時は、その債務の処理を速やか に行う。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査等委員会は、代表取締役及び取締役との定期的な意見交換、内部監査室との定期的な情報交換、監査等委員会規則、監査等委員会監査基準に基づく会計監査人との定期的な意見及び情報の交換により、相互に緊密な連係を保つ。
  - ・監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとする。
  - ・監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の3者の会議「三者打ち合わせ」を開催し、その

実効性を高めることにより、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図る。

- ② 反社会的勢力排除への対応方針
  - ・当社及び子会社は、社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力と の関係を遮断することの重要性を十分認識し、企業集団全体として取り組みを実施するため に「反社会的勢力排除にかかる基本方針」を定める。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するための体制 当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、株式会社東京証券取引所の定める適時開 示規則、一般に公正妥当と認められる会計基準、コンプライアンス規程、経理規程及び財務 規程に基づき、常に投資家の視点に立つとともに、透明性が高く健全な企業経営の実践の一 環として、迅速及び正確、並びに適切な会計処理及び開示を行う。また、当社は、金融商品 取引法等に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部監査規程及び 財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用(モニ

タリングを含む。)を行うとともに、その有効性を評価する。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社から成る企業集団における「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく体制の運用状況のうち、主なものは以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

当社は、コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス 委員会を設置し、コンプライアンスの状況の把握と、コンプライアンス違反の防止に積極的 に取り組んでおります。当事業年度は、コンプライアンス委員会を2回開催しております。 同委員会では、当社グループのコンプライアンス研修計画を定め、当社及び子会社の役員及 び使用人に対して、職場のハラスメント防止、インサイダー取引規制、情報セキュリティ等 に関する教育を実施し、コンプライアンスに対する意識の向上と不正の防止に努めております。

また、コンプライアンス違反の未然の防止、早期発見による自浄機能の向上を目的として、コンプライアンス相談窓口を設けております。社内相談窓口の他に、当社の顧問法律事務所を社外相談窓口としております。相談者の希望により、女性担当者も指定できるようにしております。

当社及び子会社における内部監査につきましては、当社の内部監査室において、内部監査計画に基づき実施しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

機密情報管理規程に基づき、総務・IRユニット長が情報管理責任者として、情報の保存及び 管理に関する体制整備の推進に責任を負っております。

また、重要な情報の公表及び重要な情報管理に関する規程、規則等の制定は、当社の取締役会の承認を得て行っております。また、当事業年度は、スキャンデータ格納先における、データの定期的な自動削除や、プリントアウト時のカード認証印刷の導入により資料の置き去りを防止することで、情報漏洩対策を実施しております。

文書管理規程に基づき、取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定の議事録、決裁済み稟議書など業務執行等に関する記録についても、総務・IRユニットで適正に保存及び管理しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動、管理運営または当社役職員に負の影響を及ぼす可能性がある様々なリスクの管理と、対応策の推進および統括を行っております。当事業年度は、リスク管理委員会を2回開催しております。

同委員会では、予見されるリスクを洗い出し、当社及び子会社が取り組むべき対策を明確に しております。

また、当社では同規程に基づき、緊急事態が発生した際に、役員ならびに社員の安全を確保 しながら当社の事業を適切に継続、運営するために「株式会社オプティマスグループ事業 継続計画」を定めております。

なお諸リスクの低減、除去に向けた取り組みについては、内部監査により確認を行っております。

④ 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 体制

当社は、社内規程により取締役会の決議事項等の意思決定方法を明確に定めており、取締役会(当事業年度に18回開催)、経営会議(当事業年度に26回開催)において、所定の事項を

審議し、効率的かつ機動的な経営意思決定を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社及び子会社の経営管理につきましては、経営支援ユニットを中心に関連ユニットが担っ ております。同ユニットは、経営について子会社における地域の特殊性を考慮し、企業集団 全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、関係会社管理規程に従い、子会社の経営 管理体制を整備及び統括しております。また、子会社は、当社へ事業の状況に関し定期的な 報告をし、経営上の重要な意思決定につき、当社の主管部門へ事前に承認申請又は報告を行 っております。

また、内部監査室は、当社及び国内外の子会社を含めて定期的な監査を実施しており、法令・社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等について独立・客観的評価を実施しております。

- ⑥ 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制内部通報規程を制定し、通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設けており、法律事務所、総務・IRユニット、内部監査室及び監査等委員会を社内外の窓口として内部通報制度の活性化に努めております。
- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社では、内部通報規程の定めにより、通報者が不利益を被ることがないよう罰則を設け、通報者及び通報内容の個人情報の保護に努めております。
- ⑧ 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会は、監査等委員4名で構成されており、全員が社外取締役であります。当事業 年度において、監査等委員会は16回開催し、監査に関する重要な事項についての報告、協議 及び決議を行っております。 当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会及びリスク管理 委員会等の重要な社内会議に出席し、また、子会社に対しては、重要な会議への出席の他、 拠点への往査や重要な書類の監査を実施し、業務の執行状況を直接確認しております。 当事業年度に、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の「三者打ち合わせ」(年4回)を 開催する等して、発見事項や課題を共有するなど、監査等委員会、会計監査人及び内部監査 室の監査との連携を図ることで、監査の実効性を高めております。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容 当社は、企業としての社会的責任を果たし、当社、子会社、その他利害関係者等が被害を受けることを防止し、反社会的勢力を当社及び子会社の一切の取引から排除するために、反社会的勢力対策規程を定め、管理体制を整備しております。 当社及び子会社において不当要求防止責任者を選任し、外部情報の収集体制及び内部連絡体制を構築しております。

総務・IRユニットは、当社及び子会社での反社会的勢力に関する一元的な情報管理及び蓄積をすすめております。新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、反社会的勢力排除を目的とした事前調査を行っております。また、使用人等に対する不当要求についての対応指導及び教育を行っております。

### ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

当社では、決算統括ユニットをはじめとして財務報告を迅速かつ正確に行うことのできる体制を構築しております。当社の各ユニットは自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

また、財務報告に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には決算統括ユニットへ通知され、 関連ユニットと協議のうえ、適正に財務報告を行うことができる体制の構築を行っておりま す。

内部監査室は、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、財務報告の 信頼性が確保されているかを内部統制の観点から検証し、重要な不備がないことを確認して おります。

### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業投資による企業価値向上と、配当による株主還元をともに経営上の重要課題の一つと位置付けております。

配当につきましては、安定的な事業収益からの株主還元を確保しつつ、安定的な財務基盤の維持と新たな成長のための投資を勘案し、当面は連結配当性向30%程度を目安とする方針であります。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当及び期末配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当を行う基準日は毎年9月30日、期末配当を行う基準日は毎年3月31日であります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。

自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な 資本政策の遂行を可能とするために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してま いります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に鑑み、安定的な事業収益からの株主還元の観点を踏まえ、2021年5月14日の取締役会決議により1株当たり36円とさせていただきました。すでに2020年12月7日に実施済みの中間配当金1株当たり14円とあわせまして、年間配当金は1株当たり50円となります。

内部留保資金の使途につきましては、将来のM&A等による事業展開、設備投資等に役立てたいと考えております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,830,434	流 動 負 債	15,950,281
現金及び預金	5,280,733	買掛金	336,934
	7,480,955	短 期 借 入 金	11,970,206
	5,984,245	1年内償還予定の社債	25,700
		1年内返済予定の長期借入金	1,247,076
たな知資産	3,803,946	未払法人税等	337,613
その他	3,391,247	賞 与 引 当 金	82,882
貸 倒 引 当 金	△110,693	そ の 他	1,949,868
固 定 資 産	4,862,168	固 定 負 債	3,124,078
有 形 固 定 資 産	3,678,801	長期借入金	2,455,666
建物及び構築物	1,535,089	繰 延 税 金 負 債	30,291
		退職給付に係る負債	195,370
機械装置及び運搬具	261,148	そ の 他	442,750
土地	1,173,345	負 債 合 計	19,074,360
リース資産	529,726	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	179,491	株 主 資 本	12,032,996
無 形 固 定 資 産	229,853	資 本 金	431,100
その他	229,853	資本剰余金	1,874,458
投資その他の資産	953,512	利 益 剰 余 金	10,559,355
		自己株式	△831,918
操 延 税 金 資 産	406,436	その他の包括利益累計額	△414,754
その他	599,109	為替換算調整勘定	△414,754
貸 倒 引 当 金	△52,033	純 資 産 合 計	11,618,242
資 産 合 計	30,692,602	負 債 純 資 産 合 計	30,692,602

<sup>(</sup>注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

	Ŧ	4				Ħ		金	額
売			上		高				24,920,147
売		上		原	価				20,027,863
売		上	総	利	益				4,892,284
販	売	費及	びー	・般 管	理 費				4,027,509
営		業		利	益				864,774
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	45,689	
	為		替		差		益	366,036	
	持	分 法	: IC	よる	投 資	利	益	20,098	
	そ			$\mathcal{O}$			他	92,744	524,569
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	122,547	
	そ			$\mathcal{O}$			他	3,947	126,494
経		常		利	益				1,262,848
特		別		利	益				
	古	定	資	産	売	却	益	89,604	
	関	係	会	社	清	算	益	12,402	
	受		取	和	解		金	43,643	145,650
特		別		損	失				
	古	定	資	産 除			損	23,964	
	減		損		損		失	143,356	
	支		7	和	解		金	46,935	214,256
税	金	等調		前当	期純		益		1,194,242
法	人	税、		民 税 万			税	430,791	
法			税			整	額	△190,034	240,756
当		期		純	利		益		953,485
親	会	社 株 主	に帰	属する	る当期	純 利	益		953,485

<sup>(</sup>注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	431,100	1,874,458	9,777,917	△831,918	11,251,558
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	_	_	△172,048	_	△172,048
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	953,485	_	953,485
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_	_
当期変動額合計	_	_	781,437	_	781,437
当 期 末 残 高	431,100	1,874,458	10,559,355	△831,918	12,032,996

					その他の包持	//+ Vm -+ A =1	
					為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	純 資 産 合 計
当	期	首	残	高	△1,890,835	△1,890,835	9,360,723
当	期	変	動	額			
乗	剰 余	金	の配	当	_	_	△172,048
	親 会 社 <sup>;</sup> 当 期	株主 (i 純	- 帰属 雪 利	する 益	-	_	953,485
	朱主資 当期変	本 以 タ 動 額		∃の 額)	1,476,081	1,476,081	1,476,081
当	期変	動	額合	計	1,476,081	1,476,081	2,257,519
当	期	末	残	高	△414,754	△414,754	11,618,242

<sup>(</sup>注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
   流 動 資 産	11,129,779	流 動 負 債	10,287,140
加	11,129,779	短 期 借 入 金	8,900,000
現 金 及 び 預 金	840,741	1 年内返済予定の長期借入金	1,247,076
	10.050.000	未 払 金	47,562
関係会社短期貸付金	10,050,000	未 払 費 用	22,601
その他	239,038	賞 与 引 当 金	8,587
		そ の 他	61,313
固 定 資 産	7,908,030	固定負債	1,429,584
有 形 固 定 資 産	55,065	長期借入金	1,421,924
	33,003	退職給付引当金	7,660
建物	50,610	負 債 合 計	11,716,724
その他	4 455	(純 資 産 の 部)	
て 07 1世 	4,455	株 主 資 本	7,321,085
無 形 固 定 資 産	4,272	資 本 金	431,100
	4.070	資本 剰余金	4,546,139
ソフトウエア	4,272	資 本 準 備 金	1,614,926
投資その他の資産	7,848,692	その他資本剰余金	2,931,212
		利 益 剰 余 金	3,175,763
関係会社株式	7,571,899	その他利益剰余金	3,175,763
   繰延税金資産	204,368	繰越利益剰余金	3,175,763
	207,300	自己株式	△831,918
そ の 他	72,423	純 資 産 合 計	7,321,085
資 産 合 計	19,037,810	負債 純資産合計	19,037,810

<sup>(</sup>注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 損益計算書

(2020年 4 月 1 日から) (2021年 3 月31日まで)

(単位:千円) 科 額 余 営 業 収 益 係 会 社 配 金 500,000 収 入 会 社 経 営 指導料収 843,121 1,343,121 業 費 用 営 般 管 理 968,528 費 営 業 利 益 374,593 収 営 業 外 益 65.881 受 取 利 息 受 取 賃 料 7,958 為 替 差 30,013 益 そ 他 9,107 112,961  $\bigcirc$ 費 営 業 外 用 支 払 利 息 66,328 そ 3,581 69,909  $\bigcirc$ 他 常 利 益 417,646 経 特 別 損 失 古 定 2,335 2,335 資 産 除 却 損 前 当 税 引 期 純 利 益 415,310 人税、 住民税及び事業 税 △83,470 法 税 等 調 整 △196,655 人 額 △113,184 期 利 純 益 611,965

<sup>(</sup>注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主	資	本	
		資 本	剰	余金	利 益 乗	) 余金
	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金合計
		マゲナ 間 単   資本剰余金   合		資本剰余金 合 計		合 計
当 期 首 残 高	431,100	1,614,926	2,931,212	4,546,139	2,735,845	2,735,845
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	_	_	_	_	△172,048	△172,048
当 期 純 利 益	_	_	_	_	611,965	611,965
当期変動額合計	_	_	_	_	439,917	439,917
当 期 末 残 高	431,100	1,614,926	2,931,212	4,546,139	3,175,763	3,175,763

	株主	資 本	純資産
	自式	株主資本合計	純 資 産合 計
当 期 首 残 高	△831,918	6,881,167	6,881,167
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	_	△172,048	△172,048
当 期 純 利 益	_	611,965	611,965
当期変動額合計	_	439,917	439,917
当 期 末 残 高	△831,918	7,321,085	7,321,085

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社オプティマスグループ

取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 恭 治 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 伊 藤 恭 治 印 指定有限責任社員 公認会計士 西 □ 昌 宏 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 西 □ 昌 宏 印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティマスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ

ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

# 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社オプティマスグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士伊 藤恭 若治 印業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 □ 昌 宏 印 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

# 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

# 監査等委員会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

# 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役 及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を 求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事 項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業 務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役 等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計 算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につ いて検討いたしました。

# 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 2021年5月24日

株式会社オプティマスグループ 監査等委員会

監査等委員 長 﨑 伸 郎 ⑩

監査等委員縄 野 克 彦 印

監査等委員伊藤真弥印

監査等委員 布 施 伸 章 印

(注) 監査等委員4名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任である と判断しております。また、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同 委員会から妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
1	[再 任] <sup>***</sup> 中 信 哉 (1960年2月13日)	1988年 4 月 (㈱日貿・ジャパントレーディング (現 (㈱日貿) 設立 代表取締役社長就任 (現 任) 2015年 1 月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	1,040,590株

#### (重要な兼職の状況)

㈱円貿 代表取締役社長

#### (取締役候補者とした理由)

山中信哉氏は、当社グループの創設者及び当社の代表取締役社長として長年にわたり当社グループ全体の経営をけん引し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。また、中古自動車の貿易事業に係る長い経験と企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

上記の理由により、当社は、山中信哉氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏	略歴	略歴、当社における地位及び担当		
2	[再 任] ロバート・アンドリュ ー・ヤング (1972年5月5日)	2002年3月2004年5月2004年9月2009年4月2013年5月2015年2月	Vehicle Solutions Limited取締役就任 (㈱日貿・ジャパントレーディング(現 (㈱日貿)入社 ゼネラルマネージャー Nichibo Trading Company New Zealand Limited取締役就任 Auto Advance Finance Limited取締 役就任(現任) Auto Finance Direct Limited設立取 締役就任(現任) (㈱日貿取締役就任(現任) Universal Finance Company Limited 取締役就任(現任)	752,830株	
		2015年6月	当社取締役就任(現任)		

㈱日貿 取締役

Universal Finance Company Limited 取締役

# (取締役候補者とした理由)

ロバート・アンドリュー・ヤング氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2004年にAuto Advance Finance Limited取締役に就任して以来、主に当社グループのサービス事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。

上記の理由により、当社は、ロバート・アンドリュー・ヤング氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏	略歴、	当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
3	[再 任] マーティン・フレイザ ー・マッカラック (1972年1月6日)	1991年9月 1999年9月 2002年8月 2012年2月 2015年2月 2015年3月 2015年6月 2016年2月	JENNERS CUSTOMS & FREIGHT LIMITED入社 McCathie Customs Limited (現 McCullough LIMITED) 入社 同社取締役就任 NCC Car Carriers Limited取締役就任 Dolphin Shipping Agencies Limited (現 Dolphin Shipping New Zealand Limited) 取締役就任 (現任) Universal Finance Company Limited 取締役就任 Compass Auto Logistics Limited取締役就任 当社取締役就任 (現任) コンパス・ロジスティクス(株代表取締役 社長就任 Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited取締役就任 (現任)	752,830株

Dolphin Shipping New Zealand Limited 取締役

# (取締役候補者とした理由)

マーティン・フレイザー・マッカラック氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2002年にNCC Car Carriers Limited取締役に就任して以来、主に当社グループの物流事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。

上記の理由により、当社は、マーティン・フレイザー・マッカラック氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

1982年4月 三井物産㈱入社 2002年5月 同社経理部総合企画室兼CFO企画部システム統括室長 2002年12月 同社経営改革推進部コーポレートプロセス室長 2005年1月 欧州三井物産㈱RegionalCFO就任 (兼務)ドイツ三井物産예取締役CFO就任 (東務)ドイツ三井物産側取締役CFO就任 (東務)ドイツ三井物産側取締役CFO就任 (東務)ドイツ三井物産人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	候補者番号	氏	略歴	、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
	4	the sh to the state	2002年5月2002年12月2005年1月2009年12月2013年10月2015年11月2018年6月	同社経理部総合企画室兼CFO企画部システム統括室長 同社経営改革推進部コーポレートプロセス室長 欧州三井物産㈱RegionalCFO就任 (兼務)ドイツ三井物産예取締役CFO就任 三井物産㈱金属事業管理室長兼金属業務部連結経営支援室長 (出向)三井物産スチール㈱常務取締役管理本部長CFO就任 (兼務)三井物産鋼材販売㈱(現 NST三鋼販㈱)常務取締役管理本部長CFO就任 (兼務)三井物産鋼材販売㈱(現 NST三	_

なし

# (取締役候補者とした理由)

岩岡廣明氏は、長年にわたり経理、財務業務に従事し、CFOを務めるなど、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、海外を含めた事業会社での監査役(㈱三井物産レザー販売、Mitsui Automotive Europe B.V.、㈱トランス・フリート(現 物産ロジスティクスソリューションズ㈱)、三井物産メタルズ(㈱等)、取締役等の豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

上記の理由により、当社は、岩岡廣明氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏 * 名 (生年月日)	略歴	、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
5	[再任] 富 島 管 (1959年1月7日)	1984年 6 月 1989年 7 月 1993年 6 月 2001年10月 2007年 9 月 2010年 5 月 2011年 5 月 2012年11月 2014年 3 月 2014年 7 月 2015年 7 月 2018年 4 月 2018年 11月	社長就任 三井物産㈱鉄鋼製品本部鉄鋼海外事業 部室長 同社食料・リテール本部穀物油脂部長 ブラジルMultigrain S,A, CEO就任 米国Game Changer Holding Inc. 社 長就任 三井物産㈱ 退社 ㈱エフ・エム・アイ 取締役副社長就任 同社 代表取締役社長就任 同社 退社 学研CAIスクール杉並宮前校 経営兼 塾長就任	

なし

# (取締役候補者とした理由)

富島信彦氏は、長年にわたり国内外において企業経営・事業開発業務に従事し、社長・CEOを歴任するなど、海外事業に関する相当程度の知見を有しており、海外を含めた事業会社での代表取締役等の豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。上記の理由により、当社は、富島信彦氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. [新 任]は新任の候補者、[再 任]は再任の候補者であります。
  - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 3. 岩岡廣明氏と富島信彦氏を除く各候補者は、現に当社の子会社の業務執行者であります。また、富島信彦氏は過去に当社の子会社の業務執行者であったことがあります。
  - 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

#### 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令及び定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、本議案は、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

一個人の血直子安良でのる収削以底間目は、人のこのうでのうよう。 					
氏 生年月日)	略でまる兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数			
横瀬 勉 (1960年10月14日)	1983年 4 月 東京急行電鉄㈱入社 1994年 5 月 ノーザンテレコムジャパン㈱ 人事マネージャー、 ファイナンスマネージャー 1998年 7 月 日本 B T ㈱総務人事部長 2000年 8 月 マッケンナ・ジャパン㈱ オフィスディレクター 2001年 3 月 P D I ジャパン㈱ コンサルタント 2003年 3 月 ワイス㈱執行役員人事部長 2007年12月 慶應義塾大学 S F C 研究所 上席所員(現任) 2008年 1 月 横瀬伸銅㈱取締役(現任) 2008年 4 月 佐賀大学大学院工学系研究科 非常勤講師 2011年11月 国際大学大学院国際経営学研究科 特別招聘教授 2015年 6 月 八千代工業㈱社外取締役(現任) 2018年 7 月 国際大学大学院国際経営学研究科 教授(現任) (重要な兼職の状況) 慶應義塾大学 S F C 研究所 上席所員 国際大学大学院国際経営学研究科 教授(現任)				

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 横瀬勉氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
  - 3. 横瀬勉氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業での豊富な実務経験と他社での経営経験及び複数の大学で教壇に立ってきた学識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
  - 4. 当社定款の定めにより、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年後の定時株主総会開始の時までとなっております。
  - 5. 横瀬勉氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額とする予定であります。

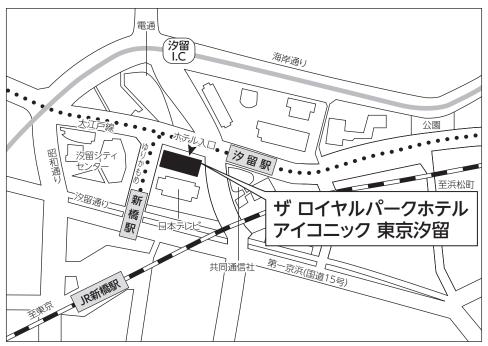
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場:東京都港区東新橋一丁目6番3号

ザロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留 25階「しおさい」

電話: (03) 6253—1111 (代表)



# (会場への交通機関)

JR………………………………………新橋駅汐留口より徒歩3分都営地下鉄浅草線……………………新橋駅より徒歩3分都営地下鉄大江戸線・ゆりかもめ…………………………汐留駅より徒歩1分東京メトロ銀座線………………新橋駅より徒歩5分(お願い)

当日の受付は25階の会場受付で行います。

ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。また、議事資料として、本第7回定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。



# 株主各位

# 第7回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

連結注記表個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

# 株式会社オプティマスグループ

第7回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.optimusgroup.co.jp/)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

#### 連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
  - (1) 連結の範囲に関する事項
    - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 19社・主要な連結子会社の名称 (株日貿)

Universal Finance Company Limited

㈱日本輸出自動車検査センター

Dolphin Shipping New Zealand Limited

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称 Nichibo Asia Sdn Bhd

Pt Oto Bid Indonesia Global Carz Pty Ltd

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純

損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しており

ます。

- (2) 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
    - ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

1 計

・主要な会社等の名称 Budget Car Auctions 2013 Limited

- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
  - ・主要な会社等の名称 Nichibo Asia Sdn Bhd

Pt Oto Bid Indonesia Global Carz Pty Ltd

・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)

等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽 微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しており

ます。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. デリバティブ 時価法を採用しております。

ロ. たな卸資産 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく

簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を 採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建 物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設 備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年~50年 機械装置及び運搬具 2年~15年

#### ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

・使用権資産

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計 ト基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権につ いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連 結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しており ます。

口. 當与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充て るため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
  - イ、退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債 務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

口. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理 しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整 勘定に含めて計上しております。

#### ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、のれんの帰属する事業ごとに超過収益力の効果の発現する期間を見積り、20年以内の一定の年数で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

# 二. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### ホ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### へ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において 創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直 しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適 用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計 に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適 用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### ト. 在外子会社における会計方針に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2019年6月28日)を適用し、在外子会社に対して連結決算上、必要な調整を行っております。

#### 2. 表示方法の変更

会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号)が、2021年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結計算書類から適用となったことに伴い、当該会計基準に基づく注記を下記「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載の通り、当連結会計年度より行っております。

#### 3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目で、翌連結会計年度に 係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの 国内の連結納税加入会社グループにおける税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産
- (2) 当連結会計年度に係る連結計算書類において、(1)の項目に関する計上額 195,431千円
- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ①算定方法

将来減算一時差異や税務上の欠損金にかかる繰延税金資産については、将来加算一時差異の解消や将来の見積課税所得によって回収が見込まれる範囲で計上しております。

#### ②主要な仮定

課税所得の見積りは、当社の中期3ヵ年計画を基礎として行っております。当該見積りには、当社の主要市場であるニュージーランドにおける中古車輸入数量、マーケットシェアの見通し、為替相場等の仮定が含まれております。なお、同国におけるコロナウイルス感染症(COVID-19)については、新規感染者は概ね落ち着きを見せており、更なる感染拡大等による経済活動への大幅な制約が新たに発生することは上記仮定に含まれておりません。

- ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
  - ②に記載の主要な仮定については、今後の経済動向等によって、事後的な結果と乖離が生じ、繰延税金 資産の回収可能性の見直しが発生する可能性があります。

# 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - ① 担保に供している資産

たな卸資産	3,000,763千円
流動資産 その他 (未収入金)	797,340千円
建物及び構築物	613,817千円
土地	674,281千円
	5,086,202千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,700,000千円
1年内償還予定の社債	-千円
1年内返済予定の長期借入金	-千円
社債	-千円
長期借入金	1,033,742千円
計	2,733,742千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,431,642千円

# (3) 保証債務

金融機関による契約履行保証につき、以下の関係会社が負担する保証債務があります。 (株)日本輸出自動車検査センター 100千米ドル

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,353,045株 (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式

941,556株

(3) 剰余金の配当に関する事項

### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 額	1 株 当 た り 配 当 額	基準日	効力発生日
2020年5月19日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	110百万円	25円	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年11月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	61百万円	14円	2020年9月30日	2020年12月7日

# 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 額	1 株 当 た り 配 当 額	基準日	効 力 発 生 日
2021年5月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	158百万円	36円	2021年3月31日	2021年6月25日

# 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

一時的な余資は流動性の高い金融資産での運用に限定しております。また、運転資金は、自己資金及び銀行等金融機関からの借入等により、設備投資資金で、大規模な投資案件については、直接金融又は間接金融により資金需要に応じ、調達することとしております。

デリバティブは、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引を行う際には、取引の内容及び事由を付して、取締役会の決裁を経て行い、その結果については適宜報告を行っております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。((注) 2.参照)

(単位:千円)

		連結貸借対照表計上額	時 価	差額
1	現 金 及 び 預 金	5,280,733	5,280,733	_
2	売 掛 金	7,480,955	_	_
	貸倒引当金 (*1)	△34,222	_	_
	売掛金 (純額)	7,446,733	7,446,733	_
3	販売 金融債権	5,984,245	_	_
	貸倒引当金 (*1)	△76,471	_	_
	販売金融債権 (純額)	5,907,774	5,870,715	△37,059
4	買 掛 金	336,934	336,934	_
(5)	短 期 借 入 金	11,970,206	11,970,206	_
6	未 払 法 人 税 等	337,613	337,613	_
7	社 債(*2)	25,700	26,023	323
8	長期借入金(*3)	3,702,742	3,723,187	20,445
9	デリバティブ取引 (*4)	△159,328	△159,328	_

- (\*1) 売掛金、及び販売金融債権に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
- (\*2) 1年内返済予定の社債は社債に含めて表示しております。
- (\*3) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。
- (\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

# (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項 資産

# ① 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### ② 売掛金、③ 販売金融債権

時価は、債権の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値を基に、信用リスク相当の貸倒引当金を控除することにより算定しています。なお、短期間で決済される売掛金については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 負債

- ④ 買掛金、⑤ 短期借入金、⑥ 未払法人税等 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑦ 社債、⑧ 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映し、かつ当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。その他については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑨ デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨関連 (単位:千円)

区分	取引の種類	契 約 額 等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
	為替予約取引 売建				
市場取引以外の 取引	ニュージーランドドル 買建	6,854,894	_	△158,179	△158,179
	米ドル	77,219	_	△1,148	△1,148
合	≣t	6,932,114	_	△159,328	△159,328

# 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	22,742

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に は含めておりません。

#### 7. 減損損失に関する注記

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類		
ニュージーランド	一 のれん			
ニュージーランド	事業用資産	車両運搬具		

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分を考慮してグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

連結子会社Universal Rental Cars Limitedを通じて行われた事業譲受により発生したのれんについて、当該連結子会社の撤退が取締役会にて決議されたことを受けて、当該のれん未償却残高の全額について、減損損失(126,725千円)として特別損失に計上しております。また、当該子会社は撤退に向け諸資産の処分を進めておりますが、処分未了の車両運搬具について、回収可能価額まで減額し、当該減額分(16,631千円)を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、正味売却価額を採用しております。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,633円63銭

(2) 1株当たり当期純利益

216円14銭

# 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 個別注記表

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産

建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物 附属設備については、定額法によっております。その他については、定 率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~18年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間

(5年) に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上し

ております。

退職給付引当金 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都

合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しておりま

す。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### 2. 表示方法の変更

会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号)が、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る計算書類から適用となったことに伴い、当該会計基準に基づく注記を下記「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載の通り、当事業年度より行っております。

#### 3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目で、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
  - 国内の連結納税加入会社グループにおける税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産
- (2) 当事業年度に係る計算書類において、(1)の項目に関する計上額 195,431千円
- (3) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報 連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務 該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

14,546千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 金銭債権 売掛金 19,161千円

立替金 166千円

未収入金 169,378千円

② 金銭債務 未払金 14,243千円

#### (4) 保証債務

金融機関による契約履行保証につき、以下の関係会社が負担する保証債務があり、当社が当該保証債務の連帯保証を行っております。

㈱日本輸出自動車検査センター 100千米ドル

また、以下の関係会社による金融機関からの借入金につき、当社が債務保証を行っております。

Optimus Group Australia Pty Ltd 9,500千豪ドル

# 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 1,343,121千円

営業費用 119,589千円

営業取引以外による取引高 79,984千円

# 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 941,556株

# 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年3月31日)			
繰延税金資産				
繰延資産償却超過額	5,042千円			
未払事業税	1,195			
賞与引当金	2,629			
減価償却費	437			
退職給付引当金	2,345			
繰越欠損金	383,072			
その他	586			
繰延税金資産小計	395,310			
評価性引当額	<u></u> △190,494			
繰延税金資産合計	204,816			
繰延税金負債	447			
繰延税金負債合計	447			
繰延税金資産の純額	204,368			

#### 8. 関連当事者との取引に関する注記

## (1) 子会社及び関連会社等

種		類	会 社名	等	の 称	議決権等の所有 割 合 ( % )	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)		
子	会 社						資金の援助 経営指導 担保受入 債務被保証 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	4,100,000 800,000	関係会社 短期貸付金	10,000,000		
		社						受取利息 (注) 2	65,389	前受利息	8,219		
						直接100.0		経営指導料収入 (注) 3	101,000	_	_		
			㈱日貿	∃貿				連結納税	115,276	未収入金	115,276		
								当社銀行借入に 対する担保受入 (注) 4	1,700,000	-	_		
								当社銀行借入に対 する債務被保証 (注) 4	5,200,000	_	_		
	会				直接100.0	資金の援助 資金の援助 経営指導	資金の貸付 資金の回収	50,000 50,000	関係会社 短期貸付金	_			
		社		㈱日本輸出自動 車検査センター			資金の借入 資金の返済 (注) 5	250,000 500,000	関係会社 短期借入金				
子			(株)日本 車検査				現物配当の 受取 (注) 5	500,000	_	_			
			一八五				役員の兼任   債務保証	連結納税	36,615	未収入金	36,615		
							経営指導料収入 (注) 3	361,000	-	_			
							債務保証 (注)6	100千 米ドル	-	_			
子	会	社	大和口:	ロジスティ (株)	直接100.0	経営指導	経営指導料収入 (注) 3	135,000	_	_			
T	五	仁	クス㈱			<b>  </b>	役員の兼任	連結納税	16,811	未収入金	16,811		
子	会	<b>→</b> ⊥	Optim	mus		±1±1000	資金の援助 資金取引	業務委託費 (注) 7	116,200	_	_		
		红	红	仜	社	红	Group Austra Ltd	ilia Pt	У	直接100.0	真亜収引   役員の兼任   債務保証	債務保証 (注)8	9,500千 豪ドル

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 市場金利を勘定した利率を合理的に決定しております。
  - 3. 経営を管理、監督及び指導するための契約に基づき決定しております。
  - 4. 当社は、銀行借入に対して㈱日貿より債務保証及び棚卸資産等の担保提供を受けております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。
  - 5. 当社に対する貸付債権500,000千円を当社に対して現物配当したものであります。

- 6. 金融機関による契約履行保証につき、当該関係会社が負担する保証債務があり、当社が当該保証債務 の連帯保証を行っております。
- 7. 業務委託費の支払については、オーストラリアにおける市場調査、新規事業開拓、子会社管理等の対価として支払っております。
- 8. 当該関係会社による金融機関からの借入金につき、当社が債務保証を行っております。
- (2) 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。

# 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

(2) 1株当たり当期純利益

1,659円55銭 138円72銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。